

「統計委員会の委員からの意見について」(令和3年12月28日総務省統計委員会担当室)
に関する検証委員会報告書の記載及び国土交通省の統計部局の見解について

令和4年1月 国土交通省

- 二重計上は、プログラムによる推計の改善と手作業による調査票の集計の不整合による可能性が高い。この不整合を長年チェックし切れなかった理由。
- ・作成プロセスに係るマニュアル整備の状況
 - ・プログラムと集計結果のチェックの方法
 - ・プログラムの仕様書のチェック、見直しの頻度

①検証委員会報告書の記載

<不整合を長年チェックしきれなかった理由>

「調査の各段階における一つ一つの手続きが最終的な統計の作成にどのような影響を及ぼすかを精査する役割の担当者が決まっておらず、形式的にも実質的にもそうした役割を持つ担当者がいなかったことに起因していると認められる。」(第5章 第2 2 イ、p37)

<作成プロセスに係るマニュアル整備の状況>

「担当者が個々に作成する個別の引継書をもって「担当者が異動しても手順やノウハウが承継され、統計作成のポイントや手順等が整理された文書」ということができるのかは疑問なしとしない。」(第4章 第2 4 イ、p22)

「集計方法を含めた業務マニュアルが作成されていれば、制度設計を見直す者においても、当該マニュアルを確認することで具体的な集計方法を把握することができ、制度設計の見直しに活用できるのであって、集計方法も含めた業務作成マニュアルの作成も重要である。」(第7章 ②、p42)

<プログラムと集計結果のチェックの方法>

<プログラムの仕様書のチェック、見直しの頻度>

「推計方法の変更によって合算が過大推計を引き起こすことが発見されないまま、検討が進められて、総務大臣から承認がなされ、その後の集計プログラムを発注する際も、過大推計になることに気が付かないまま、平成 25 年4月分から推計方法が変更されて統計が公表されることとなった。」(第5章 第2イ、p37)

②国土交通省の統計部局の見解

- 建設工事受注動態統計(甲調査)の作成プロセスに係るマニュアルは存在するが、国土交通省内で行う集計の手順を記したものです。また、当該マニュアルは統計センターと共有しているものではありません。
- 推計プログラムは、推計変更時にプログラムの変更が必要となる際は、国土交通省の担当係内で作成した依頼書(事務連絡)を統計センターへ発出しプログラム変更を依頼していますが、毎年プログラムの仕様書のチェックを行っているものではありません。
- 集計結果のチェックは、国土交通省が自ら作成した公表用資料と統計センターの算出した結果数値を突合して誤りがないか確認をしております。また、統計センターでは、センター内でプログラム等に誤りがないか基礎的な確認を行っています。なお、結果数値の妥当性に係る分析的な審査については、国土交通省で行っております。

○ 遅延提出された調査票を用いて、再集計(遡及)して統計を訂正することもできると考えられるが、なぜ、そうしなかったのか。

また、現時点まで、遅延提出された調査票の取り扱いに関する対応方法についての内部での協議はなかったのか。

① 検証委員会報告書の記載

<再集計(遡及)しなかった理由>

「過月分調査票を公表済みの統計に遡及的に組み込むことは実務上困難であった。」(第4章 第2 1 ウ、p15)

「通常業務ルーティン外で正しい月の集計結果に反映させる方法を検討すべきだったと考えられる。…本件統計室は、通常業務をこなすだけで手一杯となっており、…人的物的余裕がなかったため、本件合算処理の是非を検討し、これを見直す機会もないまま、それが続けられた…」(第6章 第1 1、p38-39)

<遅延提出された調査票の対応方法に関する内部での協議>

「平成 31 年4月、本件統計室に新任課長補佐が着任したが、当該担当課長補佐は、着任後まもなくして、本件合算問題に気付いた。

担当課長補佐は、さらに、担当係長から令和元年 5 月 16 日開催予定の全国説明会の配付資料の事前提出を受け、これをチェックしたところ、手引き中に本件合算処理を説明したページがあることに気付き、担当係長に対し、当該ページは削除すべきではないかとの問題意識を伝えた。これを受け、担当係長は、手引きから当該ページを削除するとともに、「建設工事受注動態統計調査にかかる毎月の作業について」と題する配付資料における「調査対象業者が複数月分(過去分と当月分)をまとめて提出してきた内、「実績あり」が 1 カ月でも含まれている場合は、全ての調査票を重ねて「実績あり」に分類してください。」との記載を「調査対象業者から複数枚提出があり「実績あり」が 1 枚でも含まれている場合は、全ての調査票を重ねて「実績あり」に分類してください。」との表現に変え、全国説明会でも同様に説明した。」(第4章 第2 5 ア、p22)

②国土交通省の統計部局の見解

- ご指摘のような観点から、今年度から開始した新たな推計手法の下では、後に提出のあった過去月分を適切な月に正確に反映させることを目的として年度報の公表時に遡及改定を行うこととしており、令和3年度の数字について今年秋の公表を予定しておりますが、今後、報告書を受けて立ち上げることとなる受注動態統計調査の復元措置に関する検討会議(仮称)において検討してまいります。

- 現存するデータで、いつまで遡及して、復元できるのか。
 - ・現状、どんなデータがいつの期間について保存されているのか（調査票の表面だけでなく、裏面の保存状況はどうか）
 - ・集計の中間データ、補助的なデータ等は保存されていないのか

① 検証委員会報告書の記載

「平成31年4月分から、過月分を除外した推計値が算出できると考えられる。書き換えられていない本件調査票が残存していない期間については、本来の数値に基づいて直接推計することは困難と考えられるが、平成31年4月からのデータを活用した上、一定の仮定を置くなどし、書き換えられていない本件調査票が残存していない期間の数値を推計することは、不可能ではないと判断される。国交省は、本件二重計上が生じている期間の建設受注統計調査については、そのような推計によって遡及的に改定を行って公表することが望ましく、それに向けて努力をすべきである。」(第8章 4、p44)

② 国土交通省の統計部局の見解

- 紙の調査票は平成28年度分から書庫に保存されていること、これ以前の紙の調査票については処分して残っていないことを確認しております。
- また、調査票を読み込んだ電子媒体は建設工事統計調査規則をH21年3月に改正する前は保存期間が2年でしたが、H21年度からは永年保存となっています。H21年度以降のデータは保存を確認しています。なお、このデータには、紙の調査票の裏面に記載されている個別工事の額が含まれますが、OCR読み取り欄以外の記載事項は保存されません。
- H16年6月に開始したオンライン調査票の場合、紙の調査票に記入する情報のすべてが記載され、H21年度分より永年保存されています。
- 紙で保存されている調査票のうち、令和元年11月分までは都道府県において過去月分を合算し、書き換えた後の調査票です。
- 令和元年12月分以降は、都道府県において従来の合算処理と書き換えをせずに調査票を提出するよう依頼したうえで提出されたものですが、一部都道府県で合算処理と書き換えが継続していた可能性があります。

- 調査対象から提出された調査票の保存のしかたに問題はなかったのか。また、調査票の保存期間はどのくらいとしていたか。

① 検証委員会報告書の記載

「② 調査票の書き換えによって収集された有用な情報の活用を損ねた」(第5章 第1 1ア、p32)

② 国土交通省の統計部局の見解

- 調査票情報等の文書を行政文書ファイル管理簿に登録していない又は内閣府に廃棄協議を行わずに廃棄している等の公文書管理上の問題があることも判明しました。

- 今後、国土交通省として適切な再発防止策を検討するため、事務次官をヘッドとし、有識者も入れたタスクフォースを設置し、公文書管理の観点も含め、再発防止策の検討及び所管統計の点検を行ってまいりたいと考えています。

○ 調査票の裏の個別案件のデータも書き換えられたのか。

① 検証委員会報告書の記載

「甲調査及び乙調査の調査票に記載されている個別工事の完成予定年月が受注月よりも前の月になっているものについては、本件統計室が、事業者を確認せずに、完成予定年月を受注月に修正する運用を行っていたことが確認された。これにより毎月の出来高に加工して、これを反映する建設総合統計に影響が生じるおそれがある。

この問題も、本委員会の調査対象事項ではないため、本委員会において詳細な調査は行っていないが、上記のような運用が行われていた理由や上記運用の発見後の対応の妥当性、その影響の程度については、国交省において調査し、公表すべきである。」(第8章 3、p44)

② 国土交通省統計部局の見解

○ 報告書を踏まえ、詳細については、再発防止に向けた検討・検証の場で調査してまいります。

- 書き換えの中止について、なぜ、公表しなかったのか(問題発生の際の情報の提供のあり方)。

① 検証委員会報告書の記載

「また、令和3年6月(同年4月分)の公表の際の「建設工事受注動態統計調査の推計方法の変更について」の説明文では、過月分調査票の扱いについては、「翌月に実績があったものとして計上している。」と記載しているが、前月分のみを合算していたのは令和元年12月分からのことで、それ以前は、複数月分を合算していたことは明らかにしていないし、合算した数値が二重計上になっていたことも明らかにしていない。」(第5章 第3、p38)

② 国土交通省の統計部局の見解

- 当時の資料等を確認したところでは、その理由について明確に記載されたものは見つかっておらず、把握できておりません。

- 本国土交通省の対応に係るプロセスの検証。
 - ・遅延調査票の取り扱いを決めた調査計画
 - ・調査票回収から、審査及び調査票修正・集計システムへの必要な情報の流し込み、集計、集計結果審査、公表までのプロセスがどのくらいの期間、どのくらいの人員、どのように行われていたか

①検証委員会報告書の記載

「建設受注統計に關与するレポートラインは上記第 2 のとおりであるが、建設受注統計に關する定期的な業務(いわゆるルーティンワーク)は以下のとおりである。

建設受注統計調査では、抽出された建設業者がある月分の実績を記載した本件調査票を当該実績があった月(以下「実績月」という。)の翌月 10 日までに都道府県に送付し、都道府県はこれを実績月の翌月 20 日までに本件統計室に送付することとされている。なお、建設業者から本件調査票が本件統計室に直送されてくることもある。

本件統計室は、その本件調査票について、以下の①～⑥の作業によって統計データを作成する。

- ① 調査票に誤記がないか等を目視で確認し、必要な修正作業を行う。
- ② ①が完了した本件調査票を OCR で読み込み、テキストデータ化する
- ③ 電子データで提出された調査票についてもテキストデータ化する。
- ④ ②及び③で作成されたテキストデータを、エラーチェックシステムに通してチェックし、必要な修正を行う。
- ⑤ ④で作成されたデータをアップロードする。
- ⑥ ⑤でアップロードしたデータを独立行政法人統計センターがダウンロードして確認し、必要に応じて本件統計室に照会を行った上で集計データを作成し、本件統計室に送付する。

なお、時期による変化もあるものの、上記の作業は、②と⑥を除き、基本的に本件統計室の担当係長、担当係員又は期間業務職員によって行われている(かつては②も担当係長以下によって行われていたが、現在は外注業者によって行われている。)。ただし、ヒアリングによると、①の作業を担当課長補佐が手伝っていた期間もあったとのことである。」(第3章 第3 1、p10)

②国土交通省の統計部局の見解

- 建設工事統計調査に係る調査計画においては、「7 報告を求める期間」の項目があり、調査票の提出期限を「翌月10日」と記載しているのみであり、遅延調査票の取扱いに係る記載はない。
- 調査計画上、調査対象事業者は翌月10日までに都道府県へ提出を行うこととなっており、都道府県は建設工事統計調査規則第12条に規定された期限である同月20日までに国土交通省へ提出することとなっている。国土交通省は調査計画で記載された公表期日の翌々月10日に公表を行うよう作業を行う。すなわち、事業者は調査対象期間終了の10日後までに都道府県へ、都道府県は事業者から報告期日の10日後に国へ送付する必要がある。国も調査票の仕分けやOCRへの読み込み、データチェックの上、統計センターでの公表数値の演算を含め、20日間で作業を行っている。
- 国土交通省において、建設工事受注動態統計調査に係る作業に従事する職員は現在2名となっている。(OCRへの調査票読み込みについては、業者への作業委託も行っている)

- 今回の事案において、国土交通省における分析審査官は、どのように機能したのか。

① 検証委員会報告書の記載

「…最後に、統計分析審査官について触れておきたい。令和元年に統計分析審査官が内閣官房から各府省に派遣されることとなった。今後公表される統計の審査の徹底と誤り発覚時の対応指揮等を担うポストであるとされているが、現段階で機能しているとは思われない。それまでに統計の業務に就いたこともなく、統計に関する専門的知識も皆無であった職員が、十分な研修を受けることもなく、係長相当の職位で派遣されたとしても、この者に、派遣先の上司に対して厳しく指摘することを期待すること自体不可能を強いるものであろう。」(第9章 p45)

② 国土交通省の統計部局の見解

- 各府省が実施している統計調査の結果数値等に誤りがあり、訂正の公表を行った場合、統計調査実施課室は、統計分析審査官に誤りの概要や再発防止策等をまとめて報告することとなっています。
- 本事案については、結果数値等の訂正事案として公表しておらず、統計調査実施課室から報告がなかったものと承知しています。